

製品安全行政を巡る動向

令和7年3月21日

産業保安・安全グループ 製品安全課

目次

- 1, 製品事故の発生状況及び課題
- 2, リコールの動向
- 3, 製品安全関連法の執行状況等
- 4, インターネット取引における製品安全
- 5, 製品安全文化の醸成、誤使用・不注意対策、情報発信・消費者教育
- 6, 製品安全における国際連携・協力
- 7, 製品安全に関する手続の電子化

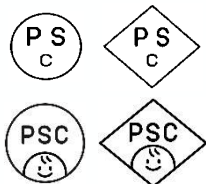
目次

- 1, 製品事故の発生状況及び課題
- 2, リコールの動向
- 3, 製品安全関連法の執行状況等
- 4, インターネット取引における製品安全
- 5, 製品安全文化の醸成、誤使用・不注意対策、情報発信・消費者教育
- 6, 製品安全における国際連携・協力
- 7, 製品安全に関する手続の電子化

製品安全 4 法の概要

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準等の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**丸PSマーク**）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（**菱形PSマーク**）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- 危害の発生を防止するために表示が必要な子供用特定製品（**子供PSマーク**）については、技術基準に適合することに加え、必要な表示を行う必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

消費生活用製品安全法（消安法）（13品目）



<長期使用製品安全点検制度>

長期使用製品安全点検制度は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための消安法上の制度。2024年12月時点で、長期使用製品安全制度の対象となる特定保守製品には石油給湯器、石油ふろがまの2製品を指定。

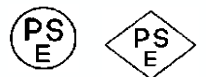
マグネットセット、ライター、乳幼児用玩具、乳幼児用ベッド等
※令和6年12月に乳幼児用玩具及び乳幼児用ベッドを子供用特定製品に指定（令和7年12月25日施行）。

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



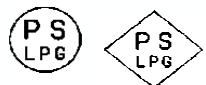
ガスこんろ、ガスふろバーナー 等

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

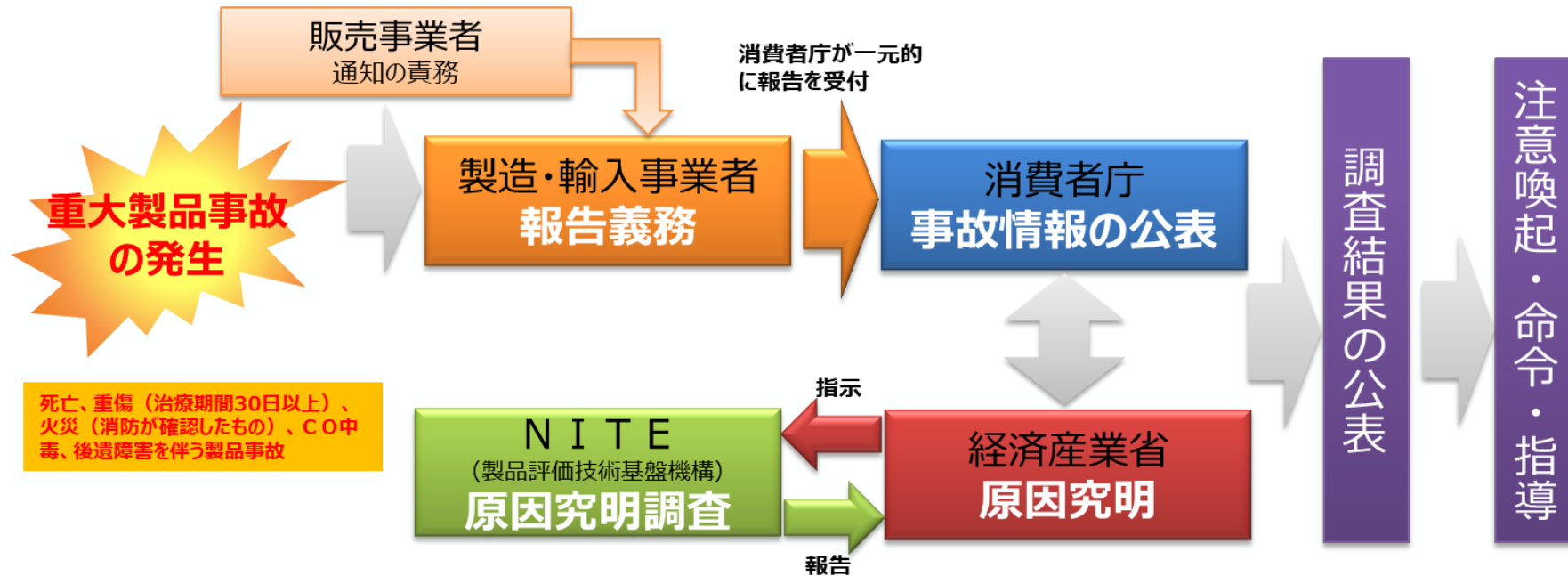
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（17品目）



携帯液化石油ガス用バーナー、カートリッジガスこんろ等
※令和6年12月に携帯液化石油ガス用バーナーを特定液化石油ガス器具等に指定

重大製品事故報告・公表制度

- 製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。
(消安法第35条)
- 販売事業者等が認知した場合には、製造・輸入事業者に通知する責務がある。(消安法第34条第2項)
消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に対して原因究明調査を指示。(消安法第36条)
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。
- 過去の教訓を踏まえ、2006年の法改正で導入された制度で、事故の再発防止のため極めて重要な制度。



※2009年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

2024年の重大製品事故受付件数

2024年（1月～12月）に受け付けた重大製品事故件数は、**合計1,305件**。うち死亡事故は37件。

	死亡		重傷		火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
燃焼器具	11	(10)	6	(4)	120	0	0	137(10.5%)
ガス製品	3	(3)	2	(2)	61	0	0	66(5.1%)
石油製品	8	(7)	4	(2)	59	0	0	71(5.4%)
電気製品	13	(13)	15	(3)	980	0	0	1,008(77.2%)
その他製品	13	(1)	116	(0)	30	1	0	160(12.3%)
合計	37 (2.8%)	(24)	137 (10.5%)	(7)	1,130 (86.6%)	1 (0.1%)	0 (0%)	1,305 (100%)

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

（注）被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

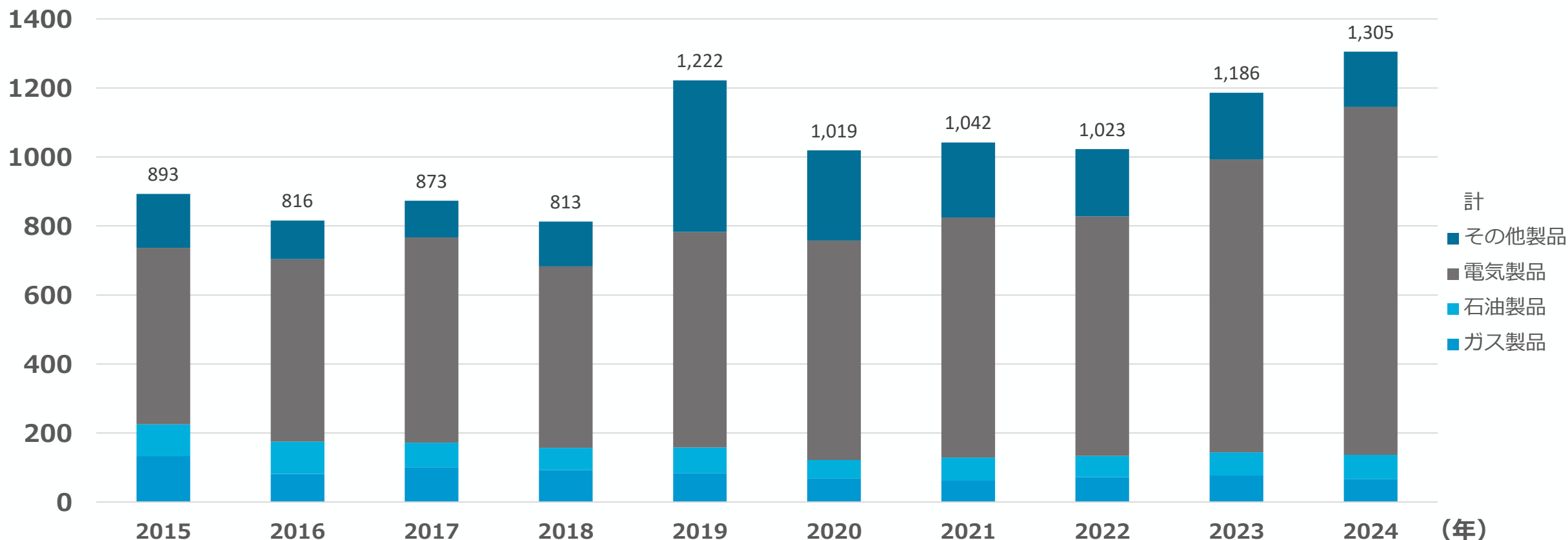
- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（24件）、「火災」かつ「重傷」（7件）の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は1,161件となる。
- ・死亡者のほかに重傷者も発生した事故（1件）は、「死亡」として計上している。重傷事故として報告された件数は138件となる。
- ・一酸化炭素中毒による死亡者が発生した事故（2件）は、「死亡」として計上している。一酸化炭素中毒事故として報告された件数は3件となる。

（注）2024年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

重大製品事故件数の推移

※暦年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 2024年の重大製品事故受付件数は**1,305件**となり、前年比で119件増加しており、**直近10年間で最も多くなっている**。
- 製品別では**電気製品が1,008件**と前年比では159件増加しており、特にリチウムイオン蓄電池関係の事故が増加している。
- このような状況を受け、制度面での取組、事故の原因分析を踏まえたリコール・製品改善の対応を促す取組、消費者向けの注意喚起等を実施してきている。



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
（注）消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上

重大製品事故に係る関係機関による合同での注意喚起

時節柄多くなると考えられる製品事故や、傾向として多発しつつある製品事故に関して、その危険性を広く消費者に訴求する観点から、**消費者庁**、**NITE**及び**経済産業省（本省及び各経済産業局）**において合同で注意喚起を実施。多くのテレビ報道、webニュースで記事になるとともに、多数の自治体のHPにおいて取り上げられ、消費者への注意喚起において効果を発揮したところ。

- ① 「低価格・高リスク」の**非純正バッテリー**に注意 ～建物が全焼に至った火災も～（2024年6月27日）
- ② 災害時にも活躍する**携帯発電機**や**ポータブル電源**の事故と**停電復旧後の通電火災**に注意！（2024年8月27日）
- ③ 「**除雪機**の事故」を招く5つのNG行動 ～安全機能の無効化は絶対にやめて～（2024年11月26日）

① 「低価格・高リスク」の非純正バッテリーに注意 ～建物が全焼に至った火災も～

- ・ **リチウムイオン電池搭載製品**は、今や生活に欠かせないものとして普及が進む一方、安価で入手しやすい**非純正バッテリー**で火災を伴う事故が多発しているため、そこに潜むリスクを伝え、**注意喚起**を実施
- ・ 電動アシスト自転車、充電式電動工具、充電式掃除機等に搭載された**非純正バッテリー**が原因と考えられる**火災事故**が発生

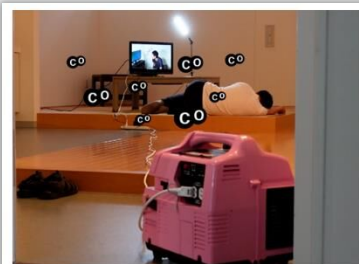


電動アシスト自転車用非純正バッテリーから発火する様子（再現イメージ映像）



② 災害時にも活躍する携帯発電機やポータブル電源の事故と、停電復旧後の通電火災に注意！

- ・ **自然災害の発生時**には、**避難や復旧の過程での製品事故**によって被害に遭うケースがあることから、そのリスクを正しく認識してもらうための**注意喚起・周知**を実施
- ・ **携帯発電機からの排ガスによる死亡事故**や、**停電復旧後の通電火災**（電熱器具が可燃物に接触し発火等する事故）が発生



一酸化炭素(CO)中毒事故のイメージ
(屋内で携帯発電機を使用)



通電火災のイメージ

③ 「除雪機の事故」を招く5つのNG行動 ～安全機能の無効化は絶対にやめて～

- ・ 2014～2023年度までに**除雪機**による死傷事故が38件発生。その約8割に当たる32件は**安全機能の無効化等による誤使用・不注意**が原因であることから、安全に使用するためのポイントの周知を実施
- ・ 今季の降雪量が平年以上の地域もあるとの気象庁の予報を踏まえ、消費者庁、NITE等と連携して**積極的な広報**を展開

除雪機事故を招く5つのNG行動

- 1 安全機能を無効化する NG
- 2 電源がONのまま離れる NG
- 3 人がいるのに使用する NG
- 4 手をつこんで雪をとる NG
- 5 屋内で使用する NG

「除雪機事故を招く5つのNG行動」(NITE作成)

重大製品事故の原因分析について

大部分の調査が終了している2022年の製品起因による事故は約3割。必要に応じて事業者にリコール等の対応を促している。

重大製品事故の原因分析と経年変化

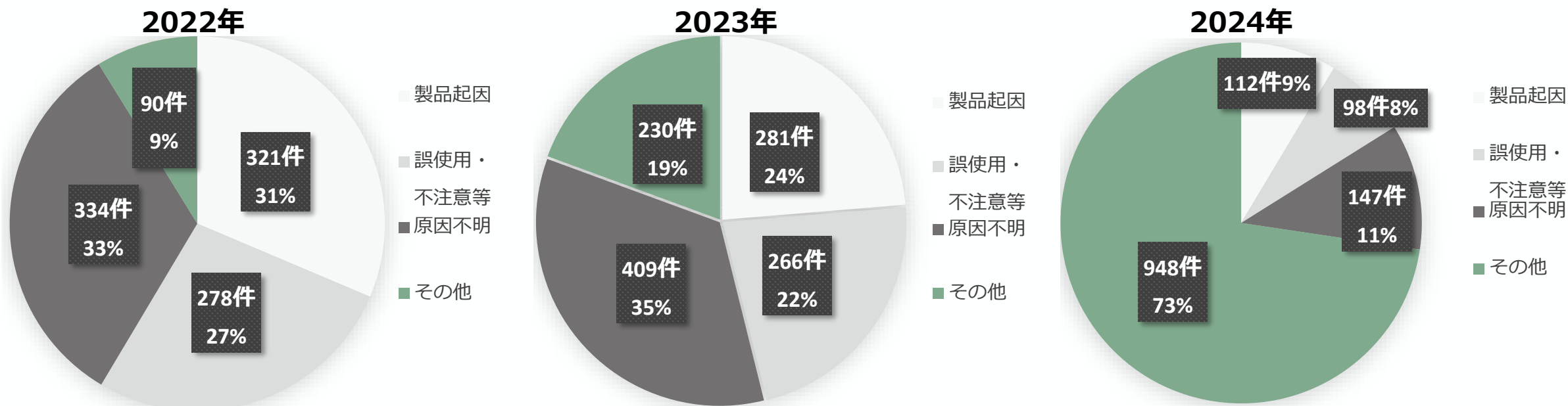
2024年12月末時点の調査結果※2

受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	偶発的事故等※1	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
2022年	321件	27件	17件	74件	204件	334件	16件	6件	24件	1,023件
	31.4%	2.6%	1.7%	7.2%	19.9%	32.6%	1.6%	0.6%	2.3%	100%
2023年	281件	46件	19件	68件	198件	409件	15件	13件	137件	1,186件
	23.7%	3.9%	1.6%	5.7%	16.7%	34.5%	1.3%	1.1%	11.6%	100%
2024年	112件	11件	5件	18件	80件	147件	11件	5件	916件	1,305件
	8.6%	0.8%	0.4%	1.4%	6.1%	11.3%	0.8%	0.4%	70.2%	100%

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

（※1）「偶発的事故等」とは、製品に起因しないか（ただし誤使用と言い切れない）、又は使用者の感受性に関係すると考えられるものをいう。

（※2）2024年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。



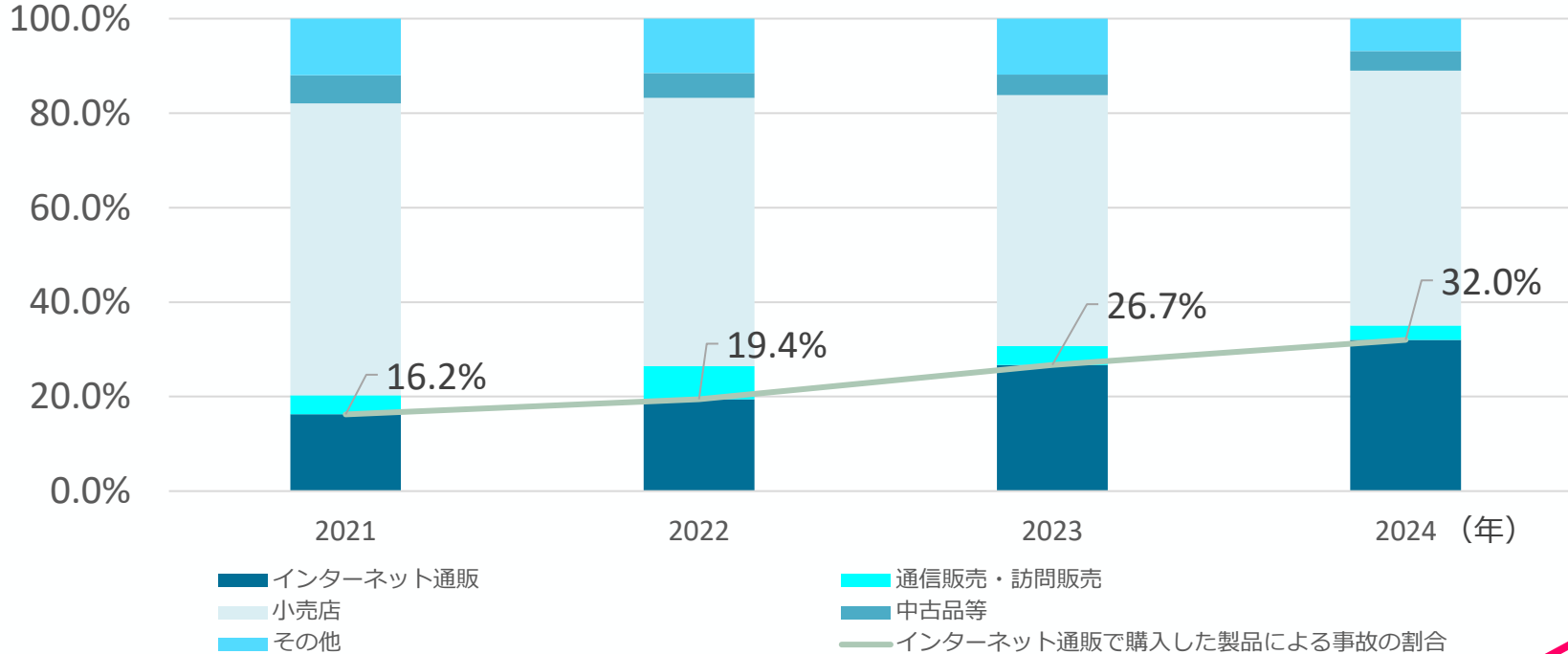
（注）グラフ中の「誤使用・不注意等」は「誤使用・不注意」と「偶発的事故等」の合計、「その他」は「経年劣化」、「設置・修理不良」、「調査不能」、「非重大製品事故等」、「調査中」の合計。各データのパーセンテージについては四捨五入しているため、合計値が100にならない場合がある。

重大製品事故が起きた製品の入手先

重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）。



2021年～2024年でみると、556件。このうち上位8品目で311件（56%）を占めている。

90件 リチウム電池内蔵充電器
（モバイルバッテリー）

44件 電気掃除機

43件 ポータブル電源

40件 二次電池

25件 ガストーチ

25件 照明器具

24件 音響機器

20件 携帯電話機

	2021年	2022年	2023年	2024年
インターネット通販	76	103	167	210
通信販売・訪問販売	19	37	25	20
小売店	289	301	332	354
中古品等	28	28	27	27
その他	56	61	74	45
不明	574	493	561	649
計	1,042	1,023	1,186	1,305

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

（注）各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

目次

1, 製品事故の発生状況及び課題

2, リコールの動向

3, 製品安全関連法の執行状況等

4, インターネット取引における製品安全

5, 製品安全文化の醸成、誤使用・不注意対策、情報発信・消費者教育

6, 製品安全における国際連携・協力

7, 製品安全に関する手続の電子化

2024年に開始されたリコール件数

2024年に開始されたリコールは**101件**。そのうち、重大製品事故契機が**22件**、重大製品事故契機以外のものは**79件**であった。

リコール開始件数

※2025年1月31日時点で公表されているリコール

事業形態		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
計		90	97	103	80	101
内訳						
重大製品事故契機	製造事業者	2	3	6	2	2
	輸入事業者	13	17	20	22	20
	小計	15	20	26	24	22
重大製品事故契機以外	製造事業者	15	13	9	8	17
	輸入事業者	60	64	68	48	62
	小計	75	77	77	56	79

2024年に開始された重大製品事故契機のリコール（22件）

① 2月13日 ウォーターサーバー【株式会社オーケンウォーター】	⑫ 9月27日 ワイヤレスイヤホン【プレシードジャパン株式会社】
② 2月19日 ポータブルDVDプレーヤー【株式会社山善】	⑬ 10月7日 リチウム電池内蔵充電器【ベルキン株式会社】
③ 2月27日 ポータブル電源（リチウムイオン）【株式会社C&C】	⑭ 10月17日 スピーカー【ライソン株式会社】
④ 4月10日 ポータブル蓄電池【株式会社ティーエム】	⑮ 10月28日 カートリッジガスこんろ【株式会社ニチネン】
⑤ 7月12日 サーキュレーター【株式会社カインズ】	⑯ 10月30日 折りたたみ自転車【株式会社アキボウ】
⑥ 7月31日 ディスペンサー【サラヤ株式会社】	⑰ 11月8日 リチウム電池内蔵充電器【株式会社ノジマ】
⑦ 9月6日 接続ケーブル（太陽光発電システム用）【株式会社カネカ】	⑱ 11月15日 ポータブル電源【SUNVIC合同会社】
⑧ 9月9日 ラミネーター【株式会社明光商会】	⑲ 11月22日 ACアダプター（スピーカー用）【株式会社ドウシシャ】
⑨ 9月9日 折りたたみベッド【ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社】	⑳ 12月9日 扇風機【ユアサブプライムス株式会社】
⑩ 9月24日 リチウム電池内蔵充電器【株式会社エアージェイ】	㉑ 12月16日 イヤホン【株式会社final】
⑪ 9月26日 パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）【富士電機株式会社】	㉒ 12月20日 ポータブル蓄電池【株式会社ティーエム】

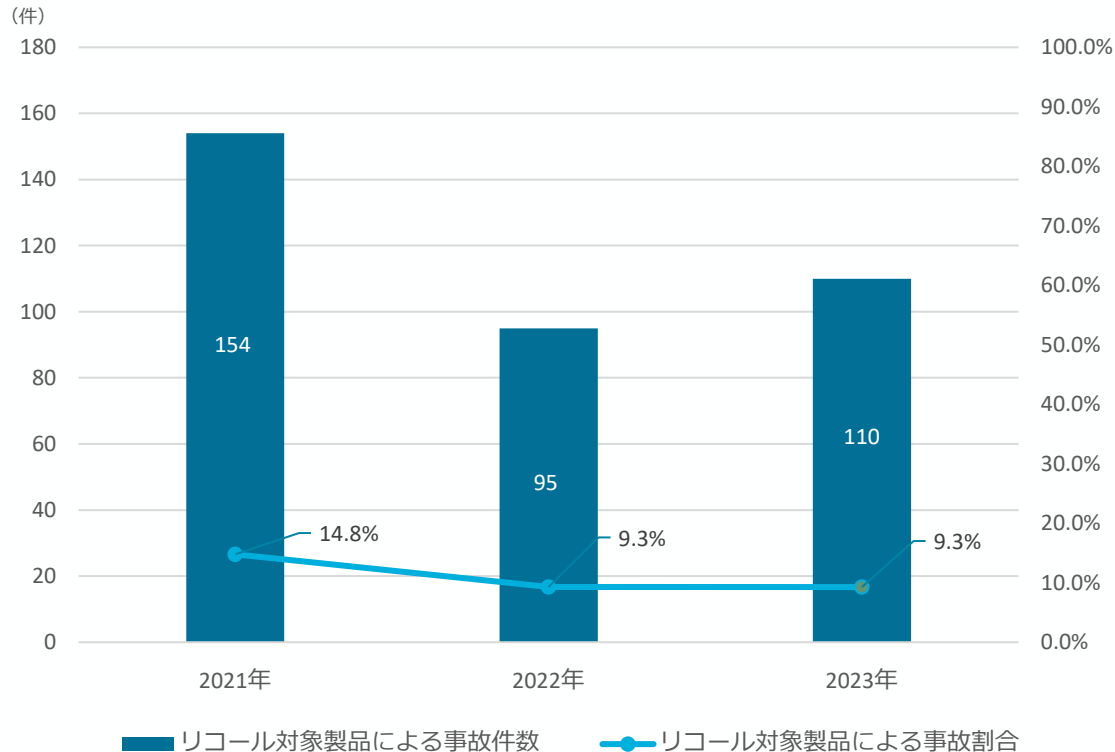
出典：製品安全課において把握した企業によるリコールに関する情報に基づき製品安全課にて作成

（注）2025年1月末日時点で事業者から報告を受けた情報であり、今後の報告の状況により件数及び内容に変更が生じる可能性がある。

リコール対象製品による重大製品事故の発生状況分析

- リコール対象製品による重大製品事故は重大製品事故全体の約10%（2023年）を占める。
- リコール未対策品等による重大製品事故が発生した場合は、経済産業省と消費者庁が当該重大製品事故を公表する際に、共同でリコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施。

リコール対象製品による重大製品事故発生件数及び
重大製品事故全体に占める割合の推移



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに経済産業省製品安全課で集計
 ※NITEによる事故調査の結果、リコール対象製品と判明したものを計上
 ※各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したものを。

リコールに関する特記事項公表（消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について（2024年4月25日））

6. 特記事項

NECパーソナルコンピュータ株式会社が輸入したノートパソコンについて
 （管理番号：A202100655）

①事故事象について

学校で、NECパーソナルコンピュータ株式会社（法人番号：8010701025295）が輸入したノートパソコンを使用中、当該製品を溶融する火災が発生しました。調査の結果、当該製品は、製造過程で液晶ディスプレイと基板と接続する内部配線の引き回しに不良があったため、配線がディスプレイ開閉時に可動部に接触して絶縁被覆が損傷したことで短絡し、ヒンジ部が溶融したものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）2月4日に、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び点検を実施しています。

③対象製品：商品名、JANコード、型式、製造番号、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	型式	製造番号	販売期間	対象台数
NEC Chromebook Y2	4550161095736	PC-YAE11X21A4J2 (Wi-Fiモデル)	0600001SA	2020年7月 ～	986,344
	4550161095743	PC-YAE11X21A5J2 (LTEモデル)	1X013708A	2021年10月	
NEC Chromebook Y3	4550161387107	PC-YAY11W21A4J3 (Wi-Fiモデル)	1500023SA	2021年6月 ～	141,696
	4550161387114	PC-YAY11W21A5J3 (LTEモデル)	18018798A	2021年11月	
VersaPro Eシリーズ タイプ VR (VR-8)	4550161192534	PC-VEE11R5D64G8 (Wi-Fi/4Gモデル)	0X00001SA	2020年10月 ～	108,375
	4550161192527	PC-VEE11R5D6ZG8 (LTE/4Gモデル)	150E1161A	2021年10月	
VersaPro Eシリーズ タイプ VR (VR-9)	4550161388623	PC-VEE11R5D64G9 (Wi-Fi/4Gモデル)	1500003SA	2021年5月 ～	5,390
	4550161364306	PC-VEE11R5A63G9 (Wi-Fi/8Gモデル)	18011998A	2021年8月	
VersaPro Eシリーズ タイプ VR (VR-A)	4550161390718	PC-VEE11R5D64GA (Wi-Fi/4Gモデル)	1600001SA	2021年8月 ～	48
	4550161390756	PC-VEE11R5A63GA (Wi-Fi/8Gモデル)	17022858A	2021年11月	

2022年（令和4年）2月4日からリコール（回収・点検）を実施
 回収率：99.3%（2023年2月28日時点）

効果的・効率的なリコール対応の在り方について①

欧州のリコール対応等にかかる調査

- 2024年12月13日に一般製品安全規則（GPSR）が完全施行されたことから、リコールについて事業者が講ずる措置、オンライン取引に関する対応等について、文献調査及びヒアリング（2025年2月18日に欧州委員会・司法消費者総局にヒアリング）を実施。
- 調査結果は改正製品安全4法施行後のリコール対応等に活用する。

GPSRに関する文献調査及びヒアリング調査の結果

1. 遠隔販売への対応について

- GPSRの対象製品は、EU域内に製品安全に責任を持つ経済事業者が存在しない限り、上市されてはならない。

2. 製品事故の通知について

- 製品事故が発生した場合、セーフティ・ビジネス・ゲートにより製造業者等が自らEU加盟国に通知する。

3. 事業者のリコール対応について

- 事業者はリコール情報の消費者への直接の通知や、事業者のウェブサイトへのリコール情報の掲載等の多様な手段により消費者にリコール情報を伝える。

4. オンライン取引に係る欧州委員会の対応について

- 欧州委員会はWebサイトをチェックして安全性に問題のある製品を自動検知するウェブ・クローリングに注力している。これはAIを活用した実践的・効果的なツールであり、加盟国はこのツールを使い製品をモニタリングする。

5. GPSRの執行について

- 欧州委員会は制度設計を行い、執行は加盟国が行う。
- リスクアセスメントに関する共通基準はあるが、再発防止策は加盟国の裁量に委ねられる。欧州委員会は加盟国の執行状況をセーフティ・ゲート・ラピッド・アラート・システムにより確認する。
- 加盟国の執行状況は2026年に公表される見込み。

効果的・効率的なリコール対応の在り方について②

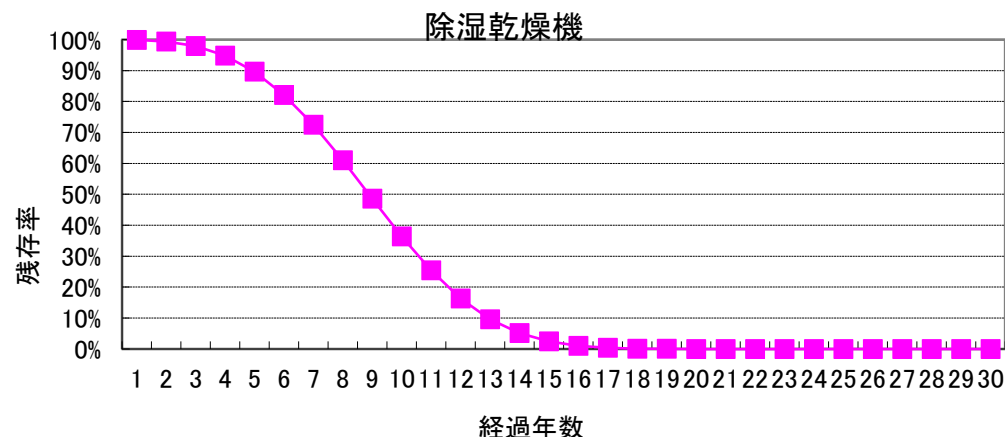
残存率算出モデル作成のための検討

- リコールの実施効果を把握するためには、**製品の買換えや経年劣化等による廃棄を反映した補正実施率**を算出することが有効であるが、**市場残存率の算出**には公正性と信頼性を確保することが必要。
- 家電製品、ガス機器など業界において算出された市場残存率算出モデル等を参考に、**最近リコールが開始された品目等**（除湿乾燥機、ベビーカー等）の10品目について1万人の消費者アンケート（WEB調査）を実施し、**市場残存率を算出**。
- これらの**市場残存率や推計方法を公表**し、事業者のリコールの進捗状況の把握を容易にし、**効果的・効率的なリコール実施を支援**していく。

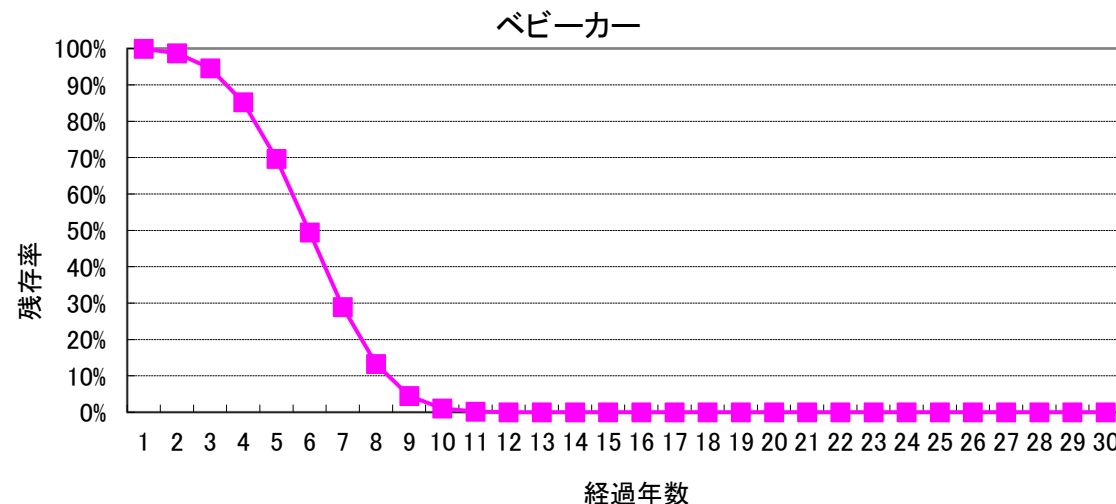
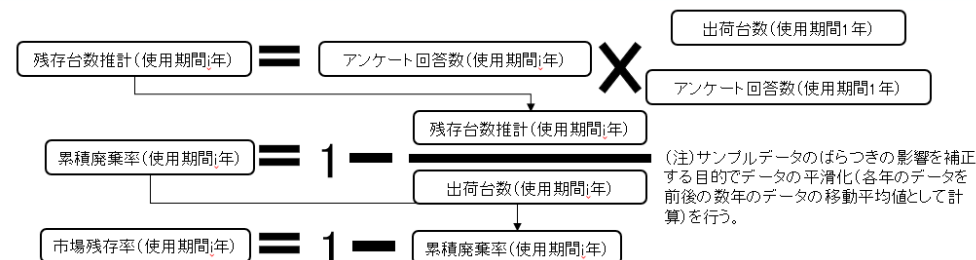
リコール進捗状況に係る市場残存率を反映した補正実施率

リコール対象数	リコール実施数	推定廃棄数	補正実施率 (%)
A	B	D	$F=(B+D)/A \times 100$

- リコール実施数：実回収（実施数）
- 推定廃棄数：市場残存率から推定される廃棄数



出荷台数に基づく市場残存率算出モデル



目次

1, 製品事故の発生状況及び課題

2, リコールの動向

3, 製品安全関連法の執行状況等

4, インターネット取引における製品安全

5, 製品安全文化の醸成、誤使用・不注意対策、情報発信・消費者教育

6, 製品安全における国際連携・協力

7, 製品安全に関する手続の電子化

違反への対応件数（国による対応）

- 2024年、試買テストや立入検査等を通じて製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反への対応件数は計769件。
- 違反事業者のうち連絡の取れた者に対し、ヒアリングや立入検査を実施し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けて、再発防止に向けた指導を行った。
- 違反件数の多い電気用品安全法における「よくある違反事例」（検査記録保存、表示事項等）を整理し、公表。

違反への対応件数の推移

	消安法	ガス事法	電安法	液石法	合計
2020年	96	0	268	96	460
2021年	50	1	385	52	488
2022年	102	1	500	62	665
2023年	115	3	496	28	642
2024年	123	0	569	77	769

※2024年末時点の調査結果に基づくもの。違反事案への対応の進捗を踏まえ、過年度のものも含め、件数に変更が生じる可能性がある。

※2021年は2020年度ネットパトロール事業の結果を反映した。2022年以降は違反対応件数の計上における各法間の計上方法を統一した。

●主な違反品

（消安法）乗車用ヘルメット、携帯用レーザー応用装置、乳幼児用ベッド、石油ストーブ

（電安法）直流電源装置（ACアダプター）、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）、LEDランプ

（液石法）カートリッジガスこんろ（組込型）、屋外式ストーブ

【参考】電気用品安全法でのよくある違反事例集

自主検査記録は保存しておいてください（保存義務違反関係）

【注意喚起】

➢ 法8条2項の自主検査記録を適切に保存しておいてください。自主検査記録は、検査日から3年間保存しなければなりません。

違反事例

- ✓ 立入検査を行った際、検査記録の提示を求めたところ、保存されておらず、提示できなかった。

解説

- ✓ 立入検査を行う際、自主検査を実施しているにも関わらず、法令に保存義務が課せられている自主検査記録が提示できない場合、当該手続を実施できなかったものとして法令遵守に係る是正措置を実施していただきます。

法令整備推進事務局 44-714-2
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/pse_ihann_jirei.pdf

<事例1>

立入検査時に検査記録の提示がない
→ 検査記録は3年間保存が必要

<事例2>

適合証明書の有効期限切れ
→ 有効期限は3,5,7年の3種類

製品安全4法における令和4年度試買テスト結果について

- 技術基準への適合やPSマークの表示といった**法律に基づく義務が適切に履行されているか確認**するため、毎年、市場で流通しているPSマーク対象製品を購入して確認する、「試買テスト」を実施。購入に際しては、**法令違反が多い製品**又は**製品事故が多い製品**を中心に**インターネットモールから多くを購入**。その際、技術基準不適合が強く疑われるような銘柄がある場合には、それを優先して選定。
- 不適合が確認された場合、事業者への通知及び事実関係の調査等を経て、違反が認定された場合は、改善措置及び再発防止対策を講じるよう指導を行うほか、**類似の不適合事案の未然防止等の観点から、結果を公表**。

太字：技術基準不適合が確認された製品
 下線：表示の不適合が確認された製品

対象法令	対象品目	購入数	技術基準不適合	表示の不適合
消安法	乳幼児用ベッド 、 携帯用レーザー応用装置 、 乗車用ヘルメット 、 石油ストーブ 、 家庭用の圧力鍋及び圧力釜 （計5品目）	38機種	25機種	3機種
電安法	直流電源装置 、その他の家庭機器用変圧器、 観賞魚用ヒーター 、 電気ストーブ 、 空気清浄機 、 LED・電灯器具 、 電子レンジ 、 リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等） 等（計59品目）	163機種	81機種	5機種
液石法	カートリッジガスこんろ 、 屋外式カートリッジガスストーブ （計2品目）	20機種	19機種	19機種

(※) ガス事法対象製品については、半導体不足によるガス給湯器の在庫不足・納期遅延が発生していたことを受け、令和4年度試買テストにおける検査対象機器の購入を見送った。

販売事業者への立入検査の実施状況（自治体による対応）

- 2023年度に各自治体で実施された販売事業者への立入検査（製品安全4法での合計）は約6千件。
- 主な立入検査先は、ディスカウントストア、家電量販店、ホームセンター、低価格ショップ、中古品取扱店等。
- 規制対象製品の多い電気用品では、その販売事業者への立入検査の実施にあたり、昨今の製品事故の発生状況等を踏まえ、自治体に対して重点的に確認いただきたい製品について情報提供し、各自治体にて効果的な立入検査計画が立案できるよう連携。

自治体による販売事業者への立入検査実績 （2023年度実施分、製品安全4法での合計をブロック別で集計）



2025年度の重点対応製品例

<直流電源装置>



- ・整流器や変圧器を用いて電流を交流から直流に変換するものであり、一般的には「ACアダプター」と呼ばれている。


<リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリーを含む）>



- ・主として電動工具、電動アシスト自転車、ワイヤレス掃除機等の取り外し可能なバッテリー（互換バッテリー）として利用。
- ・最近では、直流電源装置（ACアダプター）とモバイルバッテリーの機能を併せ持つ製品もある。

<電気サウナバス、サウナバス用電熱器>



- ・「電気サウナバス」とは、『発汗用の電熱装置と人間が入る覆い等が一体となっているもの』であるが、ECサイトで多くのPSE未表示品を確認されている。また、「その他の採暖用電熱器具」（)として販売されている例も確認されている。

目次

1, 製品事故の発生状況及び課題

2, リコールの動向

3, 製品安全関連法の執行状況等

4, インターネット取引における製品安全

5, 製品安全文化の醸成、誤使用・不注意対策、情報発信・消費者教育

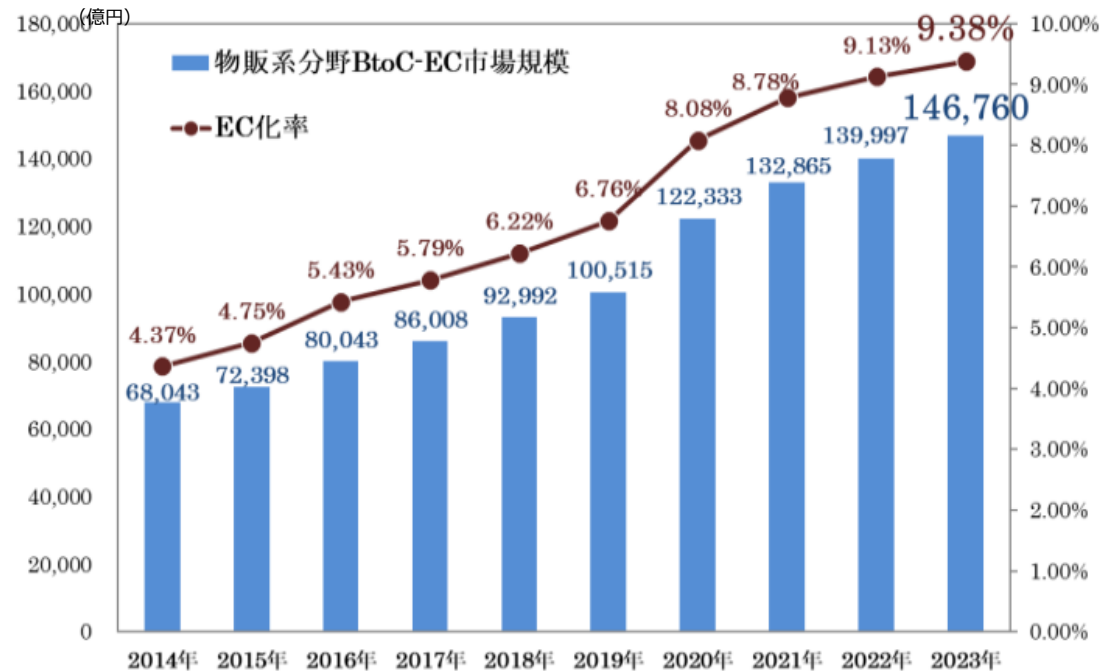
6, 製品安全における国際連携・協力

7, 製品安全に関する手続の電子化

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 物販系BtoCの電子商取引は、2023年においても継続して拡大傾向。EC化率も引き続き上昇し、市場規模は15兆円に迫るなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による**重大製品事故の増加**や**PSマーク対象製品がPSマーク表示が付されずに販売されている等の違反も確認**されており、引き続き、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めていくことが重要。

B to C - EC市場規模及びEC化率の経年推移（物販系分野）



(※) 市場規模は、公知情報調査、業界団体及び事業者ヒアリング調査に基づく値。
EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合。

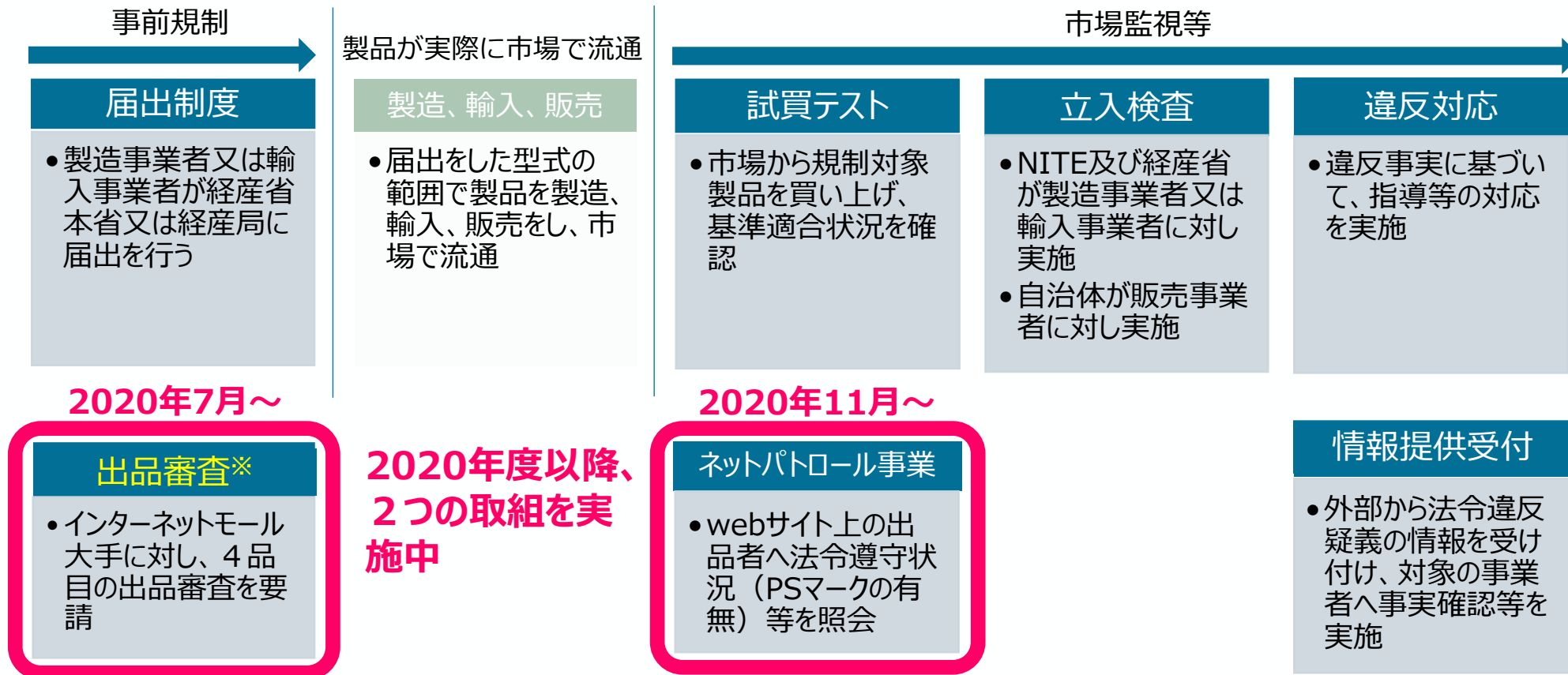
物販系分野のB to C - EC市場規模

分類	2022年		2023年	
	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率
① 食品、飲料、酒類	27,505 (9.15%増)	4.16%	29,299 (6.52%増)	4.29%
② 生活家電、AV機器、PC・周辺機器等	25,528 (3.84%増)	42.01%	26,838 (5.13%増)	42.88%
③ 書籍、映像・音楽ソフト	18,222 (4.02%増)	52.16%	18,867 (3.54%増)	53.45%
④ 化粧品、医薬品	9,191 (7.48%増)	8.24%	9,709 (5.64%増)	8.57%
⑤ 生活雑貨、家具、インテリア	23,541 (3.47%増)	29.59%	24,721 (5.01%増)	31.54%
⑥ 衣類・服装雑貨等	25,499 (5.02%増)	21.56%	26,712 (4.76%増)	22.88%
⑦ 自動車、自動二輪車、パーツ等	3,183 (5.55%増)	3.98%	3,223 (1.26%増)	3.64%
⑧ その他	7,327 (5.22%増)	1.89%	7,391 (0.87%増)	1.91%
合計	139,997 (5.37%増)	9.13%	146,760 (4.83%増)	9.38%

市場監視におけるネットパトロール事業の実施

- 2020年11月から、製品の流通市場における違反製品の有無について、主にインターネットモール上で販売される製品を市場監視する目的で「ネットパトロール事業」を新たに開始。
- インターネットモール運営事業者の協力を得ながら、出品者への事実照会を行い、その結果を踏まえて販売停止要請等の行政措置を実施。

(経産省によるネット販売製品の監視)



※出品審査（出品前確認）の要請の対象製品は、当初は3品目（リチウムイオン蓄電池、携帯用レーザー応用装置、カートリッジガスこんろ）で、2022年10月に乗車用ヘルメット1品目が追加。

ネットモール等運営事業者に対する出品前確認の要請

- 経済産業省は、ネットモール等運営事業者に向けて、「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る**法定表示の確認等の要請**について」を発出。具体的な対象製品として、違反品の出品が見られる **リチウムイオン蓄電池、カートリッジガスこんろ、携帯用レーザー応用装置、乗車用ヘルメット**に対する**出品審査を要請**。
- **ネットモール等運営事業者は、当該4品目の出品者に対して製品画像の提出を求めつつ、自動検知機能等を活用するなどして、PSマークの表示の確認を効率的に実施。PSマークの表示のない製品は、ネットモールの商品一覧に掲載されない**（販売できない）よう、出品前確認フローを構築。
- ネットモール等運営事業者は、要請された当該4品目の以外のPSマーク対象製品にも横展開し、安全が確認できない製品が流通しないよう体制を整えている。

ネットモール等運営事業者へ協力要請を行った4品目

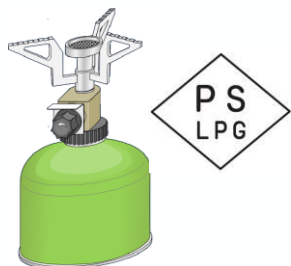
【リチウムイオン蓄電池】



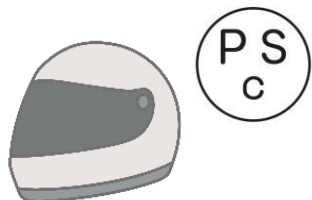
【携帯用レーザー応用装置
(レーザーポインター)】



【カートリッジガスこんろ】



【乗車用ヘルメット
(バイク用)】



国内ネットモール等運営事業者対応状況の例

事例1 (LINEヤフー株式会社)

- 対象4品目の出品者に対して、**「PSマーク」が明確に判断できる画像を必ず掲載するよう要請**。
- 過去のパトロールにおいて蓄積した経験を基に、対象出品を抽出するための商品検索条件を定めて、**定期的に出品物をパトロール**。
- 検出された商品をパトローラー（監視者）が個別に確認し、適切な表示がされていない場合は、出品者にその旨を通知。

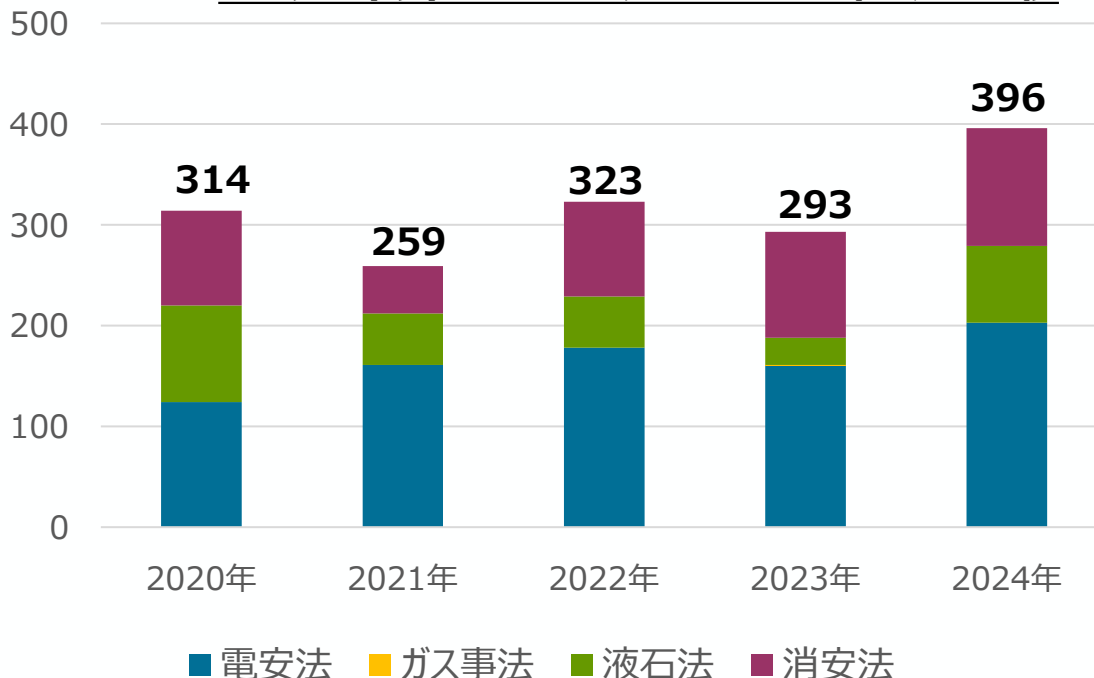
事例2 (楽天グループ株式会社)

- 対象4品目に対しては、**製品本体に貼付されたPSマークの画像を商品ページ上への掲載及び商品説明文にPSマークの種類、届出事業者名、登録検査機関名（該当製品のみ）の記載を義務付け**。
- モニタリング体制を構築し、**モニタリング強化期間を設定**。
→もし**PSマークの貼付がない場合は販売停止を求め**、出品者に対して**販売停止を行わない場合は出店停止等の措置**を実施。

インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）

- 経済産業省が確認した、製品安全4法での違反事案のうちインターネットで出品された製品への対応件数については、近年、同程度の水準で推移。
- 2023年10月から運用開始された、国内大手ネットモール運営事業者による製品安全誓約に基づき、安全性の確認できない製品に対する出品削除が迅速に実施できる環境が整い、実効性及び即効性のある違反对応手段を確保。

（単位：件数） インターネット販売における違反对応件数の推移



※試買調査、外部からの情報提供、製造事業者等への立入検査及びネットパトロール事業等を通じ、製品安全課で集計。
 ※ネットパトロール事業を通じて把握した件数は事業の翌年度(2021年度以降)の件数に反映。
 ※2024年末時点の調査結果に基づくもの。違反事案への対応の進捗を踏まえ、過年度のものも含め、件数に変更が生じる可能性があります。

2023年度ネットパトロール事業の結果

- 2023年度も、法令違反が多い品目を中心に大手インターネットモール上でPSマークの表示の有無等に関するパトロール（ネットパトロール事業）を実施。
- その結果、2024年は200件のPSマーク等表示違反等を中心に製品安全誓約に基づく出品削除要請等の対応を行い、出品削除に結びつけた。

（2023年度ネットパトロール事業の結果）

・PSマークの表示が疑わしいもの…122件

【件数上位の5品目】

①カートリッジガスこんろ（液石法）	： 41件
②エル・イー・ディー・電灯器具（電安法）	： 18件
③携帯用レーザー応用装置（消安法）	： 13件
④リチウムイオン蓄電池（電安法）	： 9件
④乳幼児用ベッド（消安法）	： 9件

・PSマークの表示がないもの…78件

【件数上位の5品目】

①カートリッジガスこんろ（液石法）	： 24件
②携帯用レーザー応用装置（消安法）	： 17件
③乗車用ヘルメット（消安法）	： 9件
④エル・イー・ディー・電灯器具（電安法）	： 6件
⑤直流電源装置（電安法）	： 6件

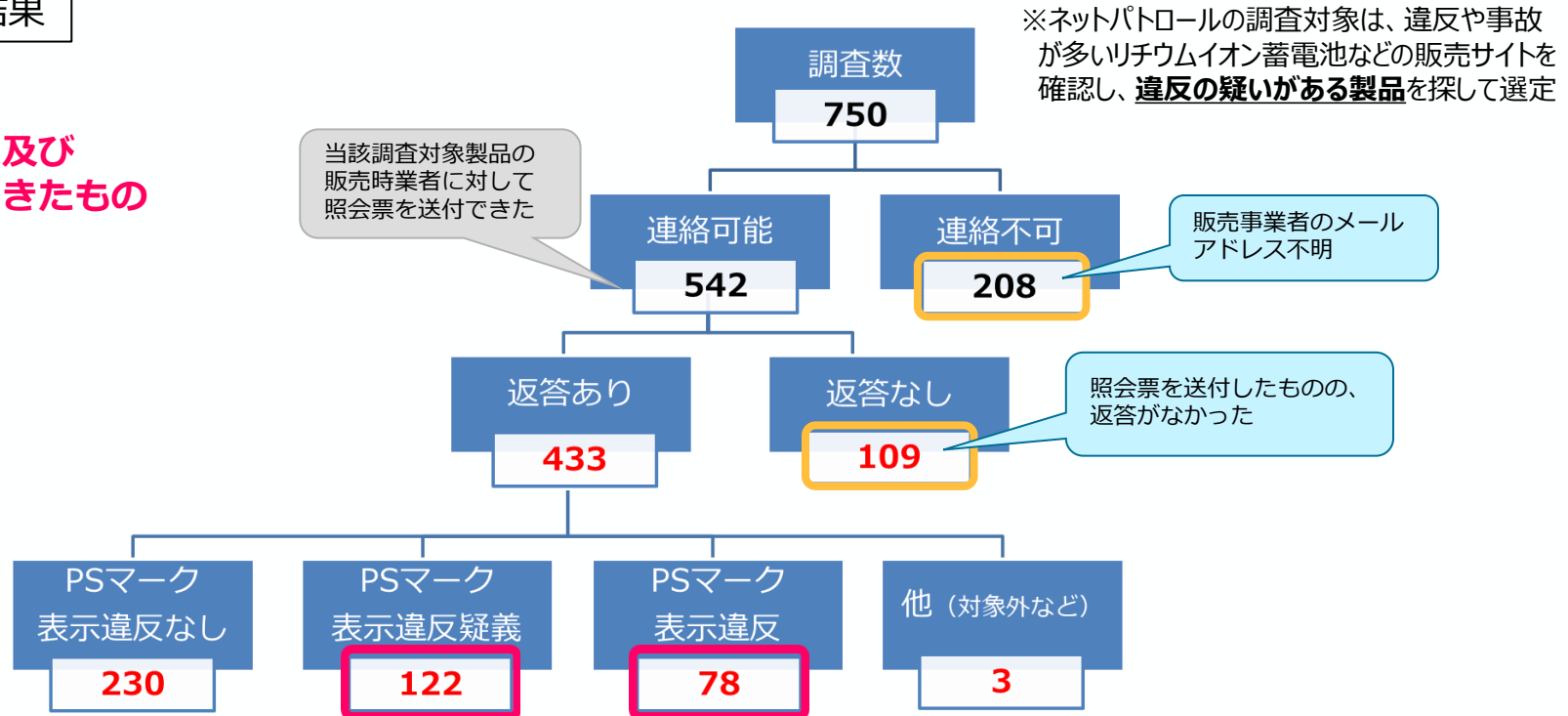
ネットパトロール事業による違反対応の状況

(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)

- 2023年度のネットパトロール事業では、ネットモールに出品されていた**法令違反の疑いのある製品**、**合計750件**について調査を実施。
- 同事業において、出品者への確認により、**PSマーク等表示違反のものが78件**、**違反が疑わしいものは122件**判明。合計200件を中心に、製品安全誓約を活用した出品削除要請等の対応を行い、出品削除に結び付けた。
- なお、違法製品であることが疑われたものの、**計208件の案件についてはメールでの連絡ができなかった**。
(連絡ができなかった出品者のほとんどが、海外からの出品者)

2023年度のネットパトロール事業の結果

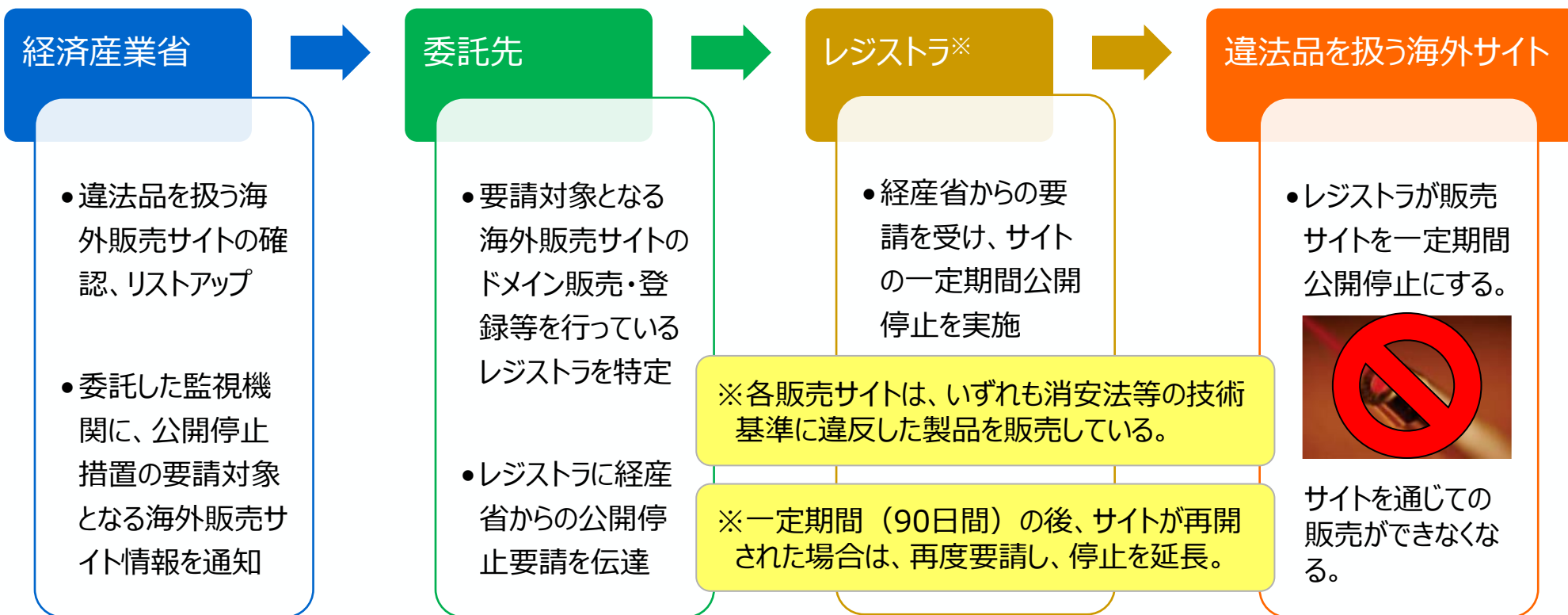
**販売事業者の法令違反及び
法令違反疑義が確認できたもの**



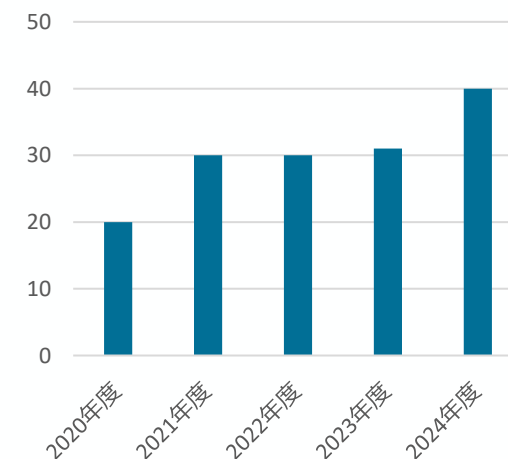
違法品を扱う海外販売サイトに対する公開停止要請

- 高出力かつPSCマーク表示のないレーザーポインター等、海外事業者が運営している販売サイト（日本語表記）にて取り扱われている事例を従前から確認。
- 現在、委託先（監視者）を通じて、ドメイン販売・登録等を行うレジストラ*に対し、違法な製品を意図して日本向けに販売する販売サイトの公開停止措置を2020年度から継続的に要請。
- 2024年度も40の販売サイトに向けて公開停止要請等の対応を行い、公開停止状態の保持に努めた。

<海外販売サイトの閉鎖要請を行う流れ>



公開停止要請等の対応数



*新たなドメイン（インターネット上の住所）情報を登録する権限を持っている機関。サイトの運営者（ユーザー）はレジストラ会社に費用を払い、ドメイン登録を依頼。

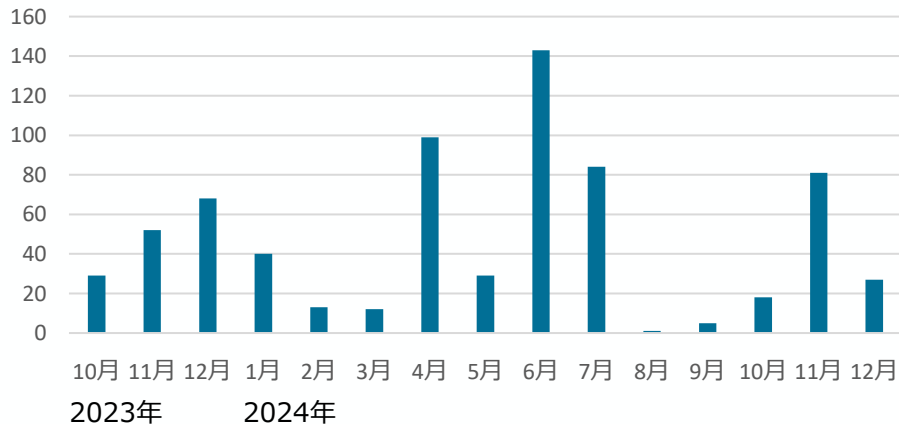
モール等運営事業者との協力体制/製品安全誓約の取組

- 経済産業省では、2017年から定期的に連絡会合を開催するなど、インターネットモール運営事業者の間で協力体制を構築。具体的には、経済産業省が行う出品者に対する調査・違反対応への協力、事業者サイトにおける製品安全関係法令の周知などの取組を進めてきた。
- こうした取組を発展させ、**2023年6月**に、安全ではない製品から消費者を守るためのインターネットモール運営事業者が行う自主的取組として**製品安全誓約 (pledge)**の取組を開始。2023年10月から誓約を活用し、国から事業者への出品削除要請を開始。経済産業省は2024年12月末までに**安全ではない701製品について削除要請を行い、全製品が削除された**。

製品安全誓約の内容(一部)

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局からリコール製品や安全ではない製品に関連する情報の通知又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. **規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。**
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。

経産省からの出品削除要請件数 (月別)



経産省から出品削除要請した主な対象品目

品名	件数
直流電源装置	153
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	132
磁石製娯楽用品	92
携帯用レーザー応用装置	77
リチウムイオン蓄電池	53
乗車用ヘルメット	43
乳幼児用ベッド	42
サウナバス用電熱器	25
エル・イー・ディー・電灯器具	20
紙幣計数機	10

製品安全誓約署名事業者一覧 (2025年3月時点)

運営事業者	オンラインマーケットプレイス名
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク
LINEヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング Yahoo!オークション Yahoo!フリマ LINEギフト
楽天グループ株式会社	楽天市場, 楽天ラクマ
三井不動産株式会社 (2024年9月署名)	Mitsui Shopping Park & mall

目次

1, 製品事故の発生状況及び課題

2, リコールの動向

3, 製品安全関連法の執行状況等

4, インターネット取引における製品安全

5, 製品安全文化の醸成、誤使用・不注意対策、情報発信・消費者教育

6, 製品安全における国際連携・協力

7, 製品安全に関する手続の電子化

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

表彰目的、受賞企業

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃えることで、企業による事業活動や消費者の日常生活において、**製品安全が重要な価値として定着**し、社会全体で製品の安全が確保されることを目的に実施。
- 平成19年度から開始し、これまでに150超の企業・団体等を表彰。

令和6年度（第18回）の受賞企業

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

経済産業大臣賞
優良賞

株式会社LIXIL
貝印株式会社
象印マホービン株式会社
株式会社パロマ

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

経済産業大臣賞
技術総括・保安審議官賞
優良賞

マツ六株式会社
株式会社オージーケーカブト
株式会社高儀
株式会社エド・インター
柏木工株式会社
株式会社セイバン
日進医療器株式会社
株式会社プラッツ

○中小企業 小売販売事業者部門

技術総括・保安審議官賞
優良賞

株式会社大一電化社
奈良日化サービス株式会社

○企業総合部門

特別賞

アール・ビー・コントロールズ株式会社
株式会社コシダアート
株式会社ふたごじてんしゃ

○ネットモール運営事業者部門

特別賞

アマゾンジャパン合同会社



製品安全対策優良企業
経済産業省

PSアワード
ロゴマーク

製品安全対策ゴールド企業 / 製品安全コミュニティ

受賞企業との連携

- PSアワードの取組の一環として、経済産業大臣賞（旧金賞含む）を計3回受賞した企業を「**製品安全対策ゴールド企業**」として認定。ゴールド企業認定から5年経過ごとに、認定時の取組を引き続き維持・発展させているか、審査委員会でフォローアップを実施。
- また、PSアワード受賞企業を対象に、製品安全に対する各企業での知見の共有や交流促進を目指し、製造・販売といった業種・業態や、大企業・中小企業の垣根を越えた**受賞企業間での異業種交流の場（製品安全コミュニティ）**を提供し、企業間連携を推進。
- 令和4年度より**企業向け製品安全研修**（当省主催）を実施。過去の製品事故から得られた教訓や、社内の安全管理体制の整備・研修参加者が日頃の業務で抱えている製品安全対策に係る悩みと改善に向けた対策検討に関するディスカッション等をテーマにカリキュラムを編成し、**企業での製品安全文化の醸成・深化**や、**製品安全への取組の『輪』の拡大（仲間づくり）**を進めた。

製品安全対策ゴールド企業（8社）

フォローアップを受けた回数に応じて星マークを追加

- ・上新電機株式会社★★
- ・株式会社相田合同工場★
- ・株式会社バンダイ★
- ・株式会社イトーヨーカ堂★
- ・アキュフェーズ株式会社★
- ・YKK AP株式会社★
- ・パナソニック株式会社
- くらしアプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部
- ・マツ六株式会社（R6年度認定追加）



ゴールド企業ロゴマーク
（フォローアップ版 星あり）

製品安全企業向け研修

日程 2024年11月21日～22日

場所 経済産業研修所、オンライン

- ・現地参加 : 30名（PSアワード受賞企業等）
- ・オンライン参加 : 87名（民間企業、行政機関等）

プログラム（一部）

- ・過去重大事故の教訓と対策
- ・製品安全行政の動向
- ・製品安全に関するベストプラクティス
- ・事業者に求められる製品安全
- ・リスクアセスメントに関する講義・実習
- ・グループ討議：自社での製品安全に向けた取組状況と課題、対策検討

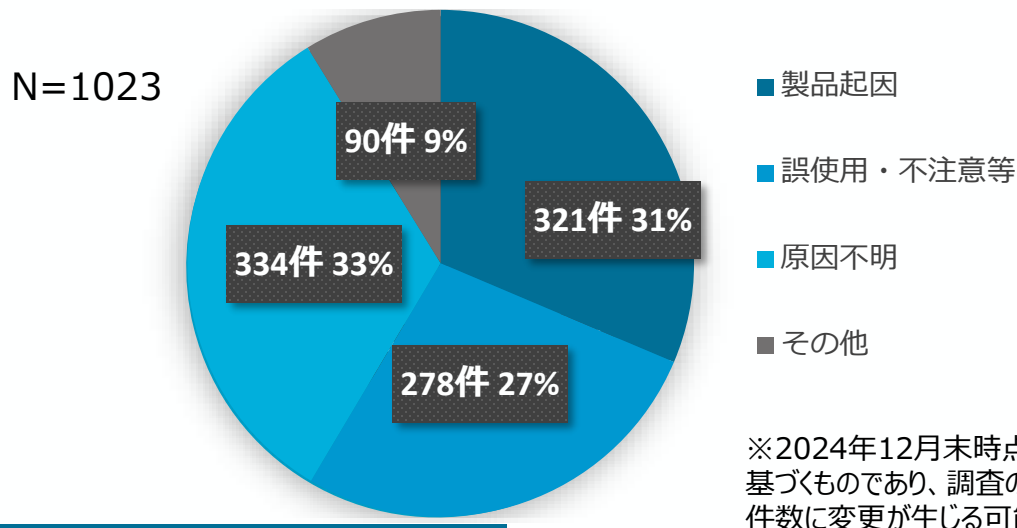


高齢層・若年層における重大製品事故（誤使用・不注意等）

背景、現状

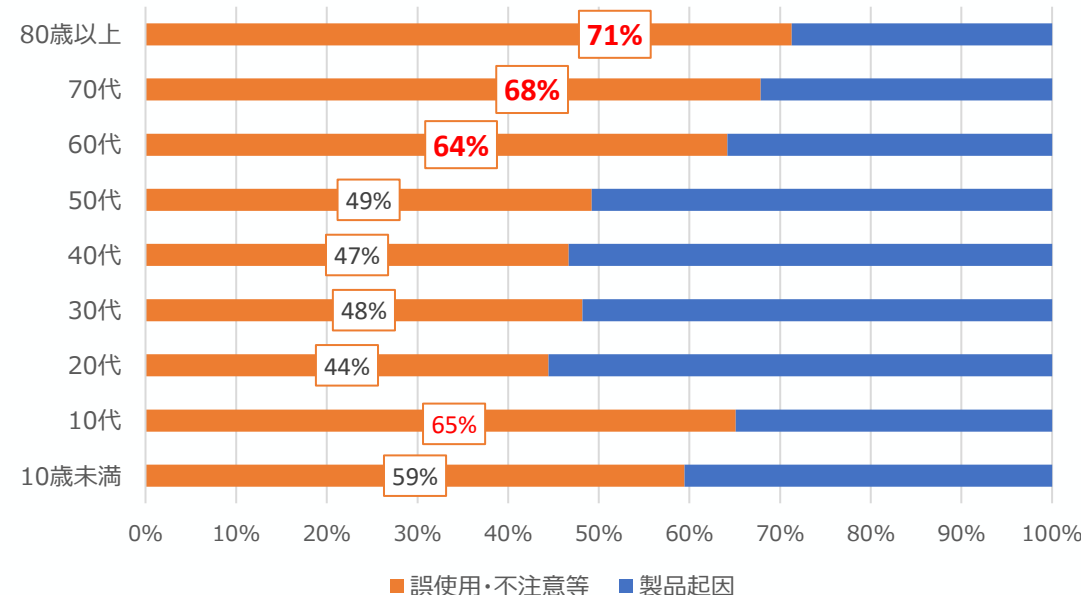
- 一般的に年齢が高まるにつれ身体・認知機能の低下することから、**誤使用・不注意による重大製品事故が60代、70代、80歳以上では6割を超えており、他の年齢層より高くなっている。**

2022年 重大製品事故の原因



身体・認知機能が低下した高齢者による誤使用等事故が多くなっている

製品起因と誤使用・不注意等の事故割合（2020年～2022年）



誤使用事故の例

ベビーカー	父親がベビーカーを開く際に、 誤ってフレームの接続部に3歳児の指を挟み、小指の先端が切断。
除雪機	70代の高齢者が、 緊急停止機能をキャンセルして除雪機を使用中に、壁と除雪機に挟まれ死亡した。
ガスこんろ	80代の高齢者が、 マフラータオルを首に掛けたままガスこんろを使用中に、マフラータオルに着火し火傷を負った。
ドア	子供が、 玄関ドアに手を掛けて靴を脱いでいる間にドアが閉まり、右手親指を挟み骨折した。
暖房便座	80代の高齢者が、 暖房便座に30分弱座っていたことで低温火傷を負った。

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
 ※製品起因と誤使用・不注意等による重大製品事故の合計件数を分母とし、それぞれの割合を示したもの。
 ※2022年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。
 ※NITEによる事故調査の結果、負傷者等の年代が判明したものを計上。
 ※事故にかかる複数人の年代が判明したものは、負傷者、使用者、所有者の順に優先して計上。
 ※判明した年齢に幅がある場合や複数人負傷者等がある場合、より低い年代で計上。
 ※「小学生」は10歳未満、「中学生」「高校生」は10代、「大学生」は20代で計上。

誤使用・不注意防止に対応する製品にスポットライトを

～新たな表彰・表示制度の創設～

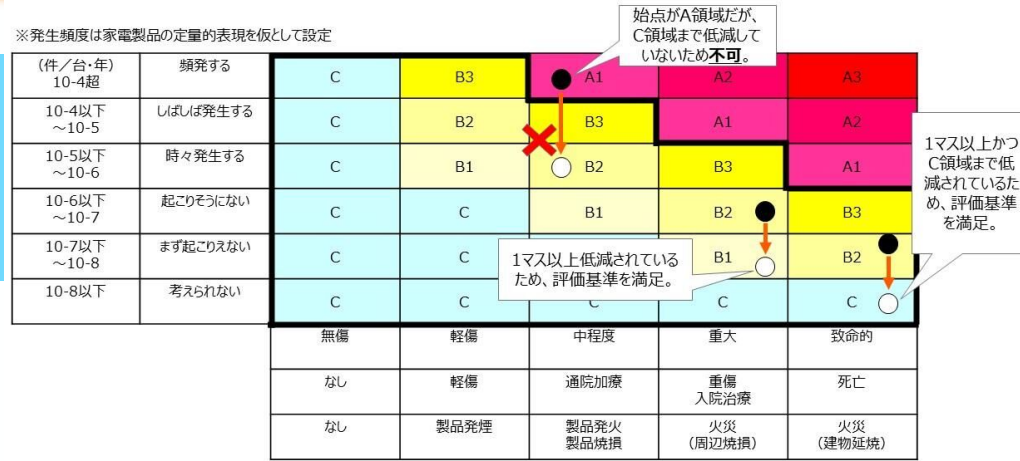
実施目的と対象製品について

- 高齢者や子供による誤使用・不注意等事故の発生割合が高い製品では、製品側でそうした事故リスクを低減する機能の搭載が期待されるが、**開発コストが価格転嫁**されるため、**一般的に消費者への訴求も難しい**傾向。
- **特定の誤使用・不注意の防止対策が採られた製品**について、そのリスク低減状況を評価し、**効果が認められた製品はその旨が分かるような表示を付す**ことで、リスクコミュニケーションを促進し、消費者が安全な製品を選択しやすい環境を整備するため、**PSアワードの中に「製品部門」を創設**し、令和7年度表彰から運用開始予定。
- そうした製品が市場で評価され、**安全性が一つの強みや差別化要素**となれば、誤使用・不注意での事故減少が期待。

応募製品に求める要件

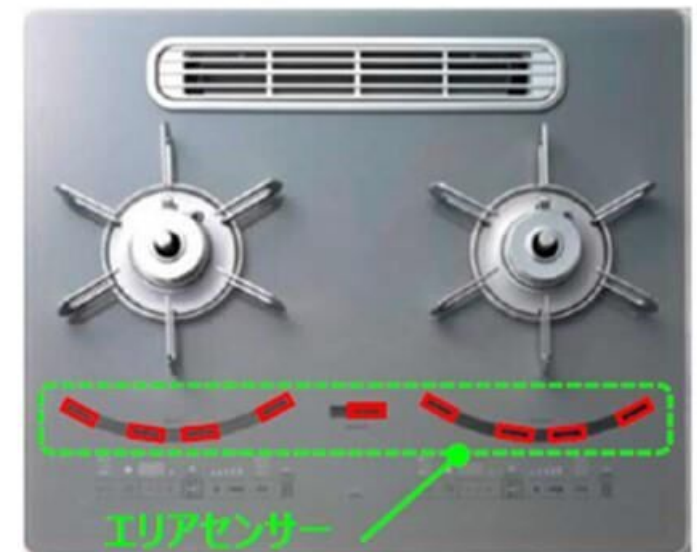
- ① 製品全体として基本的安全性が担保されていること
→製品安全4法の技術基準、JIS等への適合
- ② 特定の誤使用・不注意による製品事故リスクが低減状況が明確なこと
→リスクアセスメントの妥当性（R-マップ等）、リスク低減方策の実装状況・効果
- ③ 当該リスク低減方策の意義を説明（訴求）していること
- ④ 当該リスク低減方策の効果等に関する説明文言が妥当なこと

R-マップによるリスク見える化を行い、リスク低減機能の搭載前後でのリスクを比較して評価する。



対象製品（イメージ）

着衣着火や、やけどのリスクを低減するコンロ



ゴトクの周りの9つのセンサーが手や袖口の侵入を検知し、自動でコンロの火力をコントロールする。

誤使用・不注意防止に対応する製品にスポットライトを

～新たな表彰・表示制度の創設～

審査の流れ、表示方法（ロゴマーク）

- 主としてNITEが主体で運営するリスク評価委員会におけるリスクアセスメントの妥当性等の審査を経て、審査・運営委員会において表彰製品の選定を行う。第三者試験機関においては、リスク低減機能の動作確認等、性能試験を実施する。
- 表彰製品に付与するロゴマークは、リスク低減の説明等を付記した上で、製品や取扱説明書等に添付する。

審査スキーム案

ロゴマーク（表示イメージ）

誤使用・不注意による
製品事故リスクを低減した製品



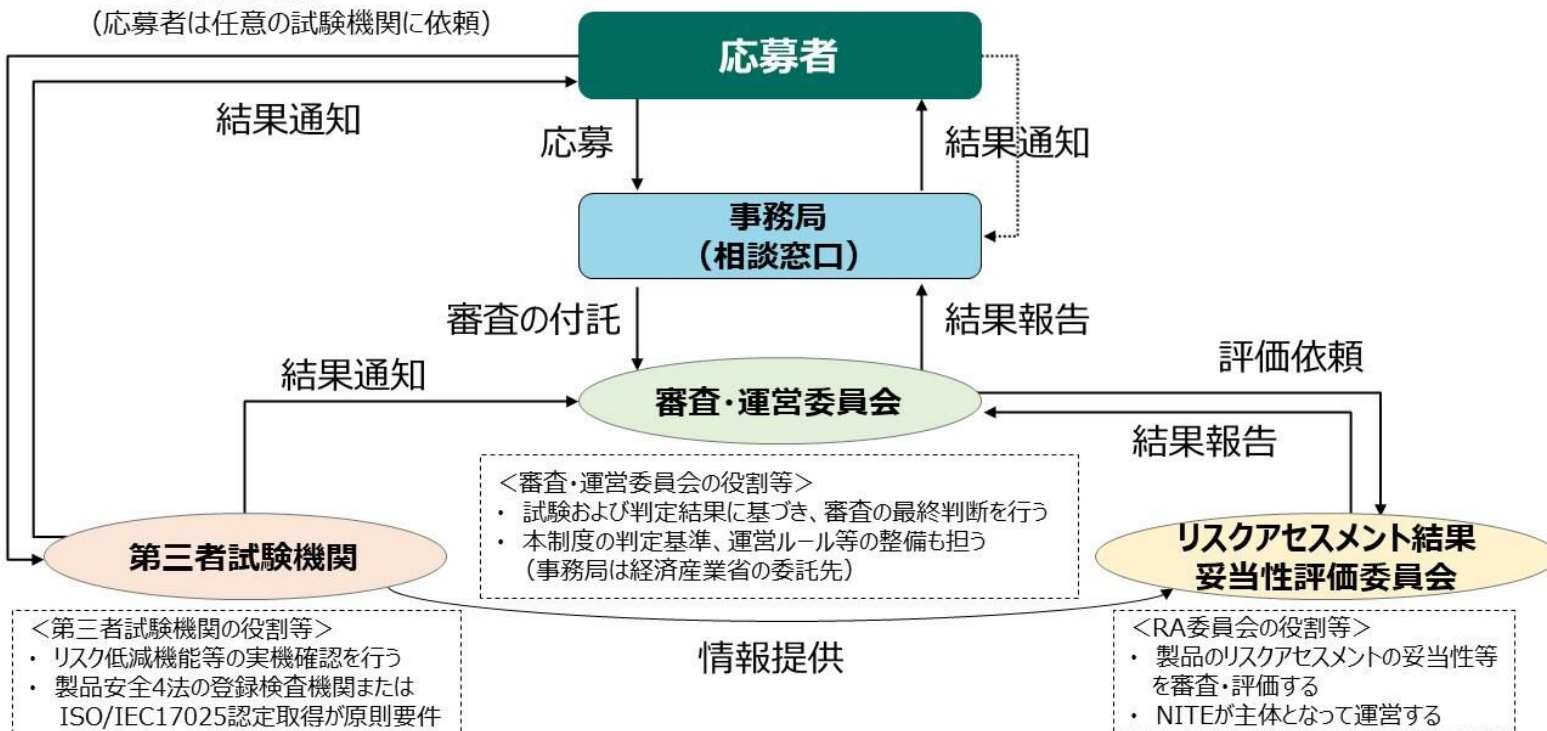
本製品は○○○○○による
事故を防止します。

表示承認年 2025年 / 機種型番 ○○-○○

事業者名 ○○株式会社

※リスクをなくすことを保証するものではありません。

試験依頼※
(応募者は任意の試験機関に依頼)



※なお、第三者試験機関で実機試験(動作試験、性能試験等に関すること)を実施(再現)することが難しい場合などに当たっては、モニター調査やユーザビリティテスト、有意差検定等の結果を踏まえて、応募者が当該リスク低減機能の効果等を示すことで代替できる。

高齢者の行動特性の検証（誤使用・不注意等への対策）

- 高齢者の行動特性に十分に配慮した製品の仕様や将来的な安全性に関する規格の策定を念頭に、6施設の協力を得て高齢者が製品を扱う場合の握る・掴む等の様々な動作データを計測・取得。分析の結果等は報告書として経済産業省ホームページで公開を予定。取得したデータは高齢者行動ライブラリ*への反映を検討していく。
- 高齢者行動ライブラリ*活用促進を目的に、計12回企業等が参加するイベントにおいて広く周知を行い、利用者増加につなげた。令和6年7月以降、27者が新たに利用登録している。

※高齢者が日常生活を送る施設・一般家庭にカメラを設置し、日頃の行動特性を記録。高齢者にとって安全性の高い製品開発等に必要データの取得・分析を行い、産業技術総合研究所においてデータベースとして公開。

高齢者計測の様子



計測に使用した機器。
掴む位置による掴む力の変化等を計測。

計測に使用した機器。複数素材を用意し摩擦等を計測。

高齢者行動ライブラリ周知の様子

10月3日
国際福祉機器展（H.C.R）2024におけるセミナー風景（聴講者約60名）

日本福祉用具・生活支援用具協会主催「福祉用具に潜む危険～事故概要と使用上の確認事項～」において説明。



11月26日
川崎市主催「高齢者の危険・困った！をヒントに製品開発、期待される新たな製品ニーズ最前線」（参加者約65名）

高齢者の生活安全のためのデータを活用した製品開発の支援として紹介。



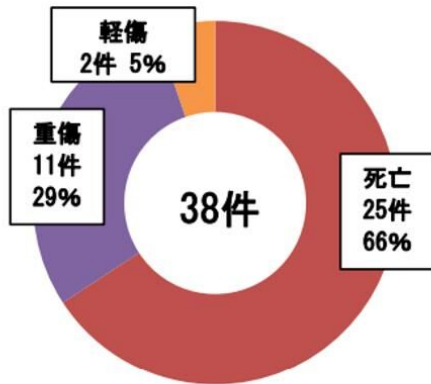
除雪機事故への対応（誤使用・不注意等への対策）

現状と課題

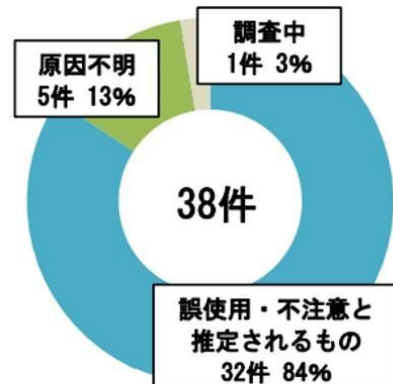
- 2014～2023年度までの10年間にNITEに通知された製品事故情報のうち、**歩行型除雪機による死傷事故は38件**。うち死亡事故は25件と最も多く、**事故原因のうち約8割が除雪機の安全機能を無効化する等の誤使用・不注意による事故**。
- **事故は350Kg以上の大型機で多く発生しており、「ひかれ」や「巻き込まれ」が原因とされる事故が多いと推定される**。また、実際の事故発生時の状況の把握が困難なものの、類似事象による事故が一定程度発生している。関係機関においても、**例年本格的な除雪シーズンを迎える前に注意喚起を実施**。
- メーカー等で構成される**除雪機安全協議会**では、2004年4月以降に出荷される除雪機には「**デッドマンクラッチ機構※**」を、2023年4月以降に製造される350kg以上の除雪機には「**後進時非常停止バー**」を**標準装備**するよう取り組んでいるが、一般的に使用年数が長く、高額故に買替えが進みにくいことも、事故件数が減りにくい一因と考えられる。

※使用者が操作ハンドル（クラッチレバー）から手を離すと、自動的に回転や走行が停止する安全機能

被害状況別の事故発生件数



原因区分別の事故発生件数



（出典：NITE 製品評価技術基盤機構）

事件事象別の事故発生件数（件）

事 故 事 象	死 亡		重 傷		軽 傷		総計
	安全機能無効化など	それ以外	安全機能無効化など	それ以外	安全機能無効化など	それ以外	
除雪機の下敷きになった	12	3	0	0	0	0	15
除雪機に巻き込まれた	6	0	0	1	0	0	7
壁などに挟まれた	0	2	0	0	0	1	3
一酸化炭素中毒になった	0	2	0	0	0	0	2
エンジンを掛けたままの除雪機内部に手を入れ負傷した	0	0	8	2	0	0	10
除雪機を焼損する火災が発生し、やけどした	0	0	0	0	0	1	1
総 計	18	7	8	3	0	2	38

（出典：NITE 製品評価技術基盤機構）

【出典】2024年11月26日 NITEニュースリリース ～「除雪機の事故」を招く5つのNG行動～

令和6年度調査

仮に安全装置が無効化された場合でも、死亡・重傷事故を防ぐため、製品側での更なる安全対策の可能性を検討する必要性が高いと考え、除雪機安全協議会と協力し、代替の安全対策の検討、除雪機の取扱いや操作等に関して調査・検証。

除雪機事故への対応（誤使用・不注意等への対策）

追加対策の検討概要

- 除雪機メーカー（フジイコーポレーション（株））、産業技術総合研究所、日本インダストリアルデザイン協会で、典型的な事故パターン4種（①引かれる、②挟まれる、③巻き込まれる、④手を突っ込む）への追加対策候補を検討。
- 追加対策のアイデアについて、実現可能性、対策の有効性、対策による予防可能範囲の観点から議論・検討を進めた結果、「除雪機とユーザー間での電波通信（両者の位置関係を把握するセンサーの搭載）」を選定。
- 選定理由は、①安全機能の無効化による事故が多いこと、②対策によって除雪作業における問題が起きないこと、③新旧問わず様々なタイプの除雪機に適用できる可能性があること。

UWBでの電波通信による実証実験の様子

検証内容

- ◆ 除雪機とユーザーの間でUWB*を用いた電波通信を行い、除雪機に対してユーザーがいる位置・距離を把握し、精度を検証。両者の距離に応じて、エンジンやオーガなどON・OFFを自動で切り替え、デッドマンクラッチに代わる安全対策として活用できる可能性を探った。

*Ultra-Wide Band（超広域帯無線）の略称。従来の無線通信と比較して利用する周波数帯域がとて広く、障害物の影響を受けにくい。低電力で送信する短距離技術で、高精度な位置測位が可能。

- ◆ 右図のとおり除雪機4か所に応答器を設置し、7つの条件で位置を計測。

【実証結果】 平均誤差が大きい場合でも40cm程度であることから、**安全対策として活用できる可能性**を確認。



今後の対応

除雪機への組み込み方や位置の検知結果に基づいた制御方法を検討するため、実証結果をメーカーや業界団体にフィードバックした上で、追加安全対策の開発可能性を働きかける。

消費者向け啓発広報①

製品安全総点検月間（11月）

- 毎年11月の「製品安全総点検月間」に合わせ、製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、自治体、事業者等と連携し、注意喚起を実施。

○ポスター（製品安全総点検月間向け）



運命の巻戻士(©木村風太/小学館)

＜ポスター掲出先＞

地方経済産業局、民間企業等（計35社）
地方自治体等（41都道府県 計217カ所）

○小学生向け新聞への掲載



運命の巻戻士(©木村風太/小学館)

○民間企業等での主な取組

- ・HPや販売店舗での製品安全総点検月間の周知（ポスター掲示）
- ・自社主催イベント等（小学校への出前授業、事業者へのセミナー）での製品安全に関する情報発信

＜当省ホームページ掲載企業等（50音順）＞

- ・アイリスオーヤマ株式会社
- ・株式会社赤ちゃん本舗
- ・アキュフェーズ株式会社
- ・アマゾンジャパン合同会社
- ・株式会社カイノ電器
- ・上新電機株式会社
- ・ソニーグループ株式会社
- ・TOTO株式会社
- ・一般財団法人電気安全環境研究所
- ・有限会社ナルデン
- ・株式会社ノーリツ
- ・株式会社パロマ
- ・日立グローバルライフソリューションズ株式会社
- ・富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
- ・マツ六株式会社
- ・株式会社YUWAホールディングス
- ・株式会社LIXIL
- ・リンナイ株式会社
- ・YKK AP株式会社

消費者向け啓発広報②

製品安全における広報戦略の強化

- 今年度は、新たな試みとして、PSマークの周知に関する電車内モニター及び駅構内デジタルサイネージでの広告掲載を実施（各15秒の動画。11月に1週間ずつ）。
- また、小学3～5年生向けの新たな施策として、製品安全に関する授業パッケージを作成。製品安全課のHPにて公開の上、3年間全国の小学校にて利用可能な形で配布予定。

PSマークの周知・認知向上



↑首都圏を走るJR、東京メトロ、都営地下鉄、私鉄各線（計9社、39路線）を走る車内モニターにて、PSEマークの周知と、違反品のモバイルバッテリーに関する注意喚起の広報を実施。

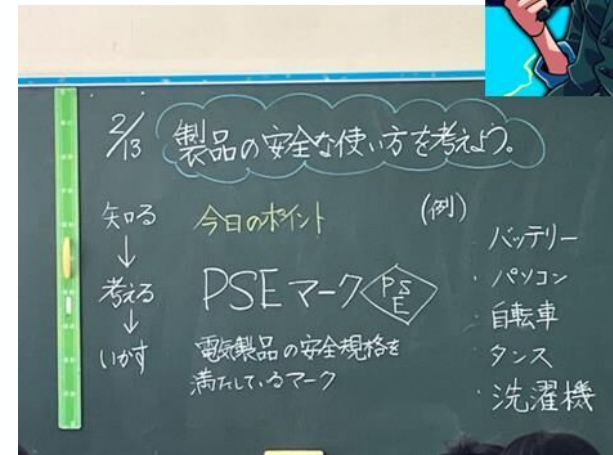
全国のJR主要駅（計39駅、677面）のデジタルサイネージにて、PSマークの確認を呼びかける広報を実施↓



経済産業省

小学生向け授業パッケージ

「運命の巻戻士」とのコラボレーション動画→



←模擬授業の様子

消費者向け啓発広報③

政府広報・SNSの活用

- 令和6年度は、政府広報によるラジオ番組での発信（自転車の製品事故への注意喚起）や、製品安全4法の改正に関する海外向けの広報を実施。
- 2010年より情報発信ツールとして運用中のXでの情報発信も引き続き実施。フォロワーは**11,721**人（2025年1月現在。昨年3月時点から約5,300人増（海外大手メーカー製のモバイルバッテリーのリコール時に急増））。
- オリジナルポストについては、ネットニュースなどで取り上げられ、拡散されることもあり、1万回以上のインプレッションを獲得するなど、内容次第では、注目を集められ、広く周知効果が見込めることも確認。

HIGHLIGHTING Japan（2024年6月号への掲載）

VOL.193 JUNE 2024

SUMMER FUN IN JAPAN: SEASIDE FESTIVALS AND EVENTS

[POLICY-RELATED NEWS] New Japanese Regulations Start for Businesses Selling Overseas and Children's Products: Aiming for Better Product Safety

#Economy #PolicyRelated News #HighlightingJapan

Share   



投稿したオリジナルポストの例（脚立、ガストーチ）

 【経済産業省】リコール・製品事故情報 (製品事...
@kochijiko


職場の事務室や実家の電球交換💡など・・・脚立をあまり使ったことの無い人必見！正しい使い方、ご存じですか？

転倒すると大けがのおそれがあります△
✅正しく、✅安全に使いましょう！
#製品安全 #NITE



0:58

12:00 · 2024/10/18 · 5.4万回表示


 【経済産業省】リコール・製品事故情報 (製品事...
@kochijiko

バッテリー製品の他に、**#ガストーチ**もインターネット通販で販売されている製品の中で多く事故が発生しているものの一つです👊

炙り料理や**#BBQ**をする方にとっては便利ですが、販売者の連絡先が不明なものなどは購入の際に注意してください△

#製品安全

「安全性に疑いのある」危険なガストーチは買わないで！使わないで！ください



危険な製品は使わないように、注意してください

危険なガストーチとは

事業者向け広報（全国電機商業組合連合会と連携した取組）

- 2024年8月末に全国電機商業組合連合会※（主として青年部）の加盟店舗を対象に、**製品安全に関するオンライン勉強会を開催（最大85名が聴講）**。
※電気機械器具の小売業によって組織される全国46都道府県の商業組合の連合会（組合員数：13,600企業）
- 同連合会が毎年9月に実施する「**高齢者宅無料点検訪問事業**」に向け、**製品事故の発生状況や訪問点検で確認してほしい内容、注意すべき製品等**として、具体的には、**配線器具**や**リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）**での**点検ポイント**、**LED照明の切替の必要性**（蛍光灯の製造と輸出入が2027年末までに禁止）等について、NITEが作成した事故再現動画、注意喚起のコンテンツ等を用いて説明。なお、高齢者宅無料訪問点検事業の総訪問軒数は、全国で計約**2.7万軒**。
- 併せて、同連合会に加盟するPSアワード受賞企業2社から、**PSアワードを活用したビジネス展開や、PSアワードで評価された取組を説明**いただき、**製品安全をテーマとした価値化、地域の電器店としての強みの形成策（優位性・差別化戦略）**を共有。

高齢者宅無料点検訪問事業のポスター

オンライン勉強会での説明資料の一部（配線器具、照明器具（LED））

特にチェックしたい製品例①【配線器具】

- ✓ テーブルタップ・延長コードなどによる事故は毎年発生。
- ✓ 発火原因として多いのが、家庭内のほこり、水分に付着による**トラッキング現象**
- ✓ 配線器具や配線状況を**点検することが大切**。

※付着したほこりや水分によりトラック（電気の通り道）が生成され、異常発熱する現象。

気をつけるポイント	補足情報												
<ol style="list-style-type: none"> 1. 電源プラグやテーブルタップ及びコンセントの差込口などに、埃がたまらないよう掃除する。 (トラッキング現象が起きている場合は、コンセントが焦げ茶・黒色に変色) 2. テーブルタップ及びコンセントの差込口などに、水分やアルコールが付着しないように注意する。 3. 変形した電源プラグを使用しない。 4. 電源コードを引っ張る、机や椅子の足で踏むなど、無理な力を加えない。 5. 接続可能な最大消費電力を確認し、超えないように使用。 6. 電源タップのコードを束ねた状態にしない。 7. たこ足配線・接続をしない。 (過大な電流が流れて、発熱・被膜が溶けて火災に繋がるおそれ。) 	<p>配線器具の交換目安 10年</p> <p>テーブルタップの交換目安 3~5年</p> <p>(参考) 近年の事故件数推移</p> <p>2023年の件数は2019年の約2倍となり、近年高止まりの傾向。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故発生数</td> <td>15</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>配線器具の火災事例 12% 内の年別発生件数</p>	年	2019	2020	2021	2022	2023	事故発生数	15	22	29	32	28
年	2019	2020	2021	2022	2023								
事故発生数	15	22	29	32	28								

出展：NITEプレスリリース：<https://www.nite.go.jp/data/000133252.pdf>
日本配線システム工業会HP：<https://www.jewa.or.jp/> ※リンクはNITE注意喚起動画に遷移

特にチェックしたい製品例②【照明器具】

緊急! 2023年11月の水原に関する水産省第5回特別会議で、すべての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の禁止が2027年末と決定しました。

- ✓ 「2027年度末に、すべての一般照明用蛍光灯の製造、輸出入の廃止」されるのが国際的に決定。
- ✓ 蛍光灯が無くなる前に**LED照明器具に交換すること**を推奨。

交換の際の注意事項

- ✓ 蛍光灯照明器具をLED化する際/長期間使用した器具を交換する際、**まると照明器具交換を推奨**（照明器具とLEDランプの組み合わせが悪いと、発火等の重大事故につながるおそれ）
- ✓ **10年以上使用している照明器具は、内部での劣化が進んでいるおそれあり。所有者と相談し、適宜、異常がないか確認**してください。
- ✓ **使用中に不具合が生じた場合、新しい製品に交換**してください。

出展：一般社団法人 日本照明工業会ホームページ：<https://www.jlma.or.jp/siryu/pamph.htm>

目次

- 1, 製品事故の発生状況及び課題
- 2, リコールの動向
- 3, 製品安全関連法の執行状況等
- 4, インターネット取引における製品安全
- 5, 製品安全文化の醸成、誤使用・不注意対策、情報発信・消費者教育
- 6, 製品安全における国際連携・協力**
- 7, 製品安全に関する手続の電子化

製品安全分野に係る主な国際連携・協力

- 各国・地域の規制動向等を把握するため、関係機関との情報交換を続けていくとともに、日本の製品安全政策に関する情報発信も継続的に実施。
- 2024年度も、OECDの国際会議への参加や個別の国々との会合を実施。日本の製品安全施策の現状に加え、製品安全4法の改正内容について説明を行うなどした上で、意見交換を行った。

【2024年度の成果・進捗】

● OECD会合

2024年4月及び10月、製品安全作業部会及び消費者政策委員会の合同会合が開催され、オンラインで出席。同会合では、新技術が消費者製品の安全性に与える影響、2024年OECDグローバル啓発キャンペーンの内容（リチウムイオン蓄電池）、オンラインで販売される製品の安全に対する取組等について議論。

● 中国

2024年6月、中国国家市場監督管理総局（SAMR）と意見交換を実施。予定している制度改正の内容の説明や双方の製品安全に係る取組について意見交換を実施。

● 英国

2024年7月、製品安全基準局（OPSS）のCEOが来日し、両国の製品安全に係る規制制度の概要、制度見直しの検討、製品事故の発生状況等について意見交換を実施。

● タイ

2024年9月、製品安全に関する協力文書（MOC）に基づき、工業標準局（TISI）と消費者保護局（OCPB）と、両国の消費生活用製品の安全政策に関する情報交換及び意見交換を行うため、三者による第二回定期会合をオンラインで開催。

● 台湾

2024年12月、日台製品安全協力覚書に基づき日台交流協会により開催された第8回定期会合に同席し、經濟部標準検閲局（BSMI）との製品安全対話を実施。また、NITEがBSMIとの技術交流会議を開き、日台双方の事故情報について意見交換を実施。

目次

- 1, 製品事故の発生状況及び課題
- 2, リコールの動向
- 3, 製品安全関連法の執行状況等
- 4, インターネット取引における製品安全
- 5, 製品安全文化の醸成、誤使用・不注意対策、情報発信・消費者教育
- 6, 製品安全における国際連携・協力
- 7, 製品安全に関する手続の電子化

産業保安・製品安全関連法令手続の電子申請システム（保安ネット）

- 『保安ネット』は、製品安全4法の届出をインターネット上で作成・提出できる電子申請システム。
- 2020年2月から運用を開始。2024年の届出のオンライン化率**（電子届出数／紙及び電子届出数；2024年1～12月累計）は**59.9%**（2023年は59.5%）。保安ネットを利用することにより、24時間・どこからでも手続きが可能になることや、紙による管理コストの軽減等が可能になる一方、**GビズID取得のための社内手続きが容易でないことや、社内管理が紙ベースであるなど事業者固有の課題**も見られている状況。
- 保安ネット普及のための取組として、引き続き、パンフレット、Webページや動画などで保安ネットの利用を案内するなど、事業者への働きかけを行うとともに、対象手続の拡大など、保安ネットを充実させるための取組を進めていく。

保安ネット

○保安ネットの便利なところ

事業者においては、届出書の作成や提出がインターネット上で行えるようになり、届出書の内容不備の確認や経済産業局への訪問、問合せに係るコストが軽減される。経済産業省においては、一元的に届出書の受理やデータの管理ができるようになり、形式的な業務が大幅に削減される。

○製品安全4法の対象手続

製造又は輸入事業の開始届出、事業届出事項変更届出、製造又は輸入事業廃止届出、登録商標表示届出などの手続を対象としており、今後、対象手続を拡大する予定。

○普及のための取組

パンフレット、Webページ、動画などによる利用案内に加え、個別事業者への働きかけも続けている。具体的には、紙の届出を行う事業者に対し、個別に直接アプローチして保安ネットの利用を案内することや、届出関係の電話問合せ対応時に保安ネットの利用をPRすること等を行っている。

○保安ネット利用案内（Webページ、動画）

https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 印刷 アクセシビリティ 閲覧支援ツール

ニュースリリース 会見・談話 審議会・研究会 統計 政策について 経済産業省について

ホーム ▶ 政策について ▶ 政策一覧 ▶ 安全・安心 ▶ 製品安全 ▶ 保安ネットとは

保安ネットとは

保安ネットは、製品安全4法（※）の一部届出と申請をインターネット上で作成・提出することが可能なシステムです。
保安ネットでの届出の場合は、届出内容に不備等なければ、提出から受理（当局側での届出内容の確認）まで、平均して概ね3日以内で対応されています。（保安ネットによらない届出では郵送のために7日以上かかる場合があります。）
インターネット環境があれば、24時間どこからでも手続きが可能となります。
また、これまで紙の届出書及び申請書をご郵送、ご持参頂いていたコストも削減される他、届出・申請内容に不備等があった場合は、経済産業省職員から保安ネットを経由してコメントが届くため、手続完了までの期間短縮にもなります。

（※）電気用品安全法、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法

なお、動画でも分かりやすく紹介しております。
▼こちらからご覧ください。